

厚
真
町

子育てガイドブック

令和7年度版



町では、自然あふれる厚真町で、安心して出産や子育てができるよう、妊娠前から高校卒業までのお子さんを育てる町民の方に、様々なサポートを行っています。

この冊子はサポートの内容についてまとめたガイドブックです。わからないこと、困ったことなどがあったとき、開いていただけたらと思います。

厚真町 子育て応援

子育て支援ポイント還元事業	• • • • •	P. 1~2
あつまるカードについて	• • • • •	P. 2~3
燃やせるごみ用指定ごみ袋支給事業	• • •	P. 3
出産祝金の支給	• • • • •	P. 3
厚真町育英資金の貸付（無利子）	• • • •	P. 3~4
就学援助制度（学用品費などの援助）	• • •	P. 4
補足給付費制度	• • • • •	P. 4
(こども園給食費・教材費などの援助)		

1 妊娠前

厚真町 特定不妊治療費助成事業	• • • • •	P. 5
-----------------	-----------	------

2 妊娠期

母子健康手帳の交付	• • • • •	P. 6
妊娠婦健康診査（妊娠婦健康診査受診票の交付）	• • • • •	P. 6
妊娠歯科検診	• • • • •	P. 6
妊娠婦健診・出産時の交通費助成	• • • •	P. 6
妊娠訪問指導事業	• • • • •	P. 7
母親（両親）教室	• • • • •	P. 7
産前サポート事業（プレママ教室）	• • • •	P. 7
国民年金保険料 産前産後免除制度	• • • •	P. 7
国民健康保険料 産前産後軽減制度	• • • •	P. 8

3 出産時

出生届	• • • • •	P. 9
健康保険加入	• • • • •	P. 9
出産育児一時金	• • • • •	P. 9
妊娠のための給付支援・妊娠等包括相談支援事業	• • • •	P. 10

4 産後・ 乳幼児

妊娠訪問指導	• • • • •	P. 11
新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業）	• • • •	P. 11
新生児聴覚検査の費用助成	• • • • •	P. 11
産後ケア事業	• • • • •	P. 11

産後サポート事業（ニューママ教室）	P. 12
乳児健康診査	P. 12
離乳食講習会	P. 12
ブックスタート事業	P. 12
乳幼児相談	P. 12
股関節脱臼検査	P. 13
すくすく教室	P. 13
1歳6か月児健康診査	P. 13
3歳児健康診査	P. 13
5歳児健康検査	P. 13
歯科健診、フッ素塗布	P. 13
おはなしのびっ子	P. 14
5 予防接種	
厚真町の予防接種について	P. 15
ワクチンで予防できる子どもの病気	P. 16
予防接種カレンダー	P. 17
6 子育て相談	
利用者支援事業（こども家庭センター型）	P. 18
子育て支援センター（地域子育て相談機関）	P. 18
7 教育・保育	
認定こども園	P. 19~20
一時預かり保育	P. 21
発達支援センター「たけのこ」	P. 21
放課後児童クラブ（小学生）	P. 22
放課後子ども教室（小学生）	P. 23~24
8 医療費の助成	
乳幼児医療費の助成	P. 25
未熟児養育医療給付制度	P. 26
ひとり親家庭等医療費助成制度	P. 26
重度心身障がい者医療費助成制度	P. 27
9 各種手当・制度	
児童手当	P. 28~29
児童扶養手当（ひとり親家庭等）	P. 30~31
特別児童扶養手当	P. 31~32
障がい児福祉手当	P. 32
新生児誕生記念品事業	P. 33
子育て短期支援事業・夜間養護等事業	P. 33~34
*お知らせ	
町内公園一覧	P. 35
急病等で困ったときの連絡先	P. 36
ママ・サポート119	P. 37
DV対策	P. 38
児童虐待	P. 39

厚真町の子育てサービス

*詳しくは()内のページをご覧ください。

	妊娠前	妊娠	出産	0歳	1歳
届出		母子手帳交付 (妊娠の届出) (P6) 	出生届 (P9) 		
健康のこと	中学生に 対する 性教育授業 	妊産婦健康 診査 (P6) 妊婦歯科検診 (P6) 		乳児健康診査 (P12) 産後ケア事業 (P11) 	1歳6か月児健診 (P13)
子育て教室・ 講座など		妊婦 (P.7) 産婦・新生児訪問指導 (P11) 			歯科健診(P13) 予防接種 (P15)
相談など	不妊相談 	妊婦相談 	四葉の日 未熟児養育医療 給付制度 (P26) 出産祝金 (P3) 新生児誕生 記念品事業 	離乳食講習会 (P12) ブックスタート 事業(P12) 	子育てに関する各種講座
手当・給付 助成など	特定不妊治療 費助成事業 (P5) 	妊産婦健診-出産時の交通費助成(P6) 	未熟児養育医療 給付制度 (P26) 出産祝金 (P3) 新生児誕生 記念品事業 	乳幼児医療費の助成 (P25) 児童手当 (P28) 児童扶養手当 (P30) 子育て支援ポイント還元事業 	もやせるごみ用指定ごみ
保育・教育					認定こども園



2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	就学後
	 3歳児健診 (P13)		 5歳児健診 (P13)		
	 フッ素塗布 (P13)				
					 予防接種カレンダー (P17)、ワクチンで予防できる子どもの病気 (P16)
	(子育て支援センター)				
					(利用者支援事業(こども家庭センター型)・子育て支援センター) (P18)
	 ひとり親家庭等医療費助成制度 (P26)	 重度心身障がい者医療費助成制度 (P27)			
					 児童手当 (P28)
	 特別児童扶養手当 (P31)	 障がい児福祉手当 (P32)			
					(医療費・こども園利用者負担・高校生通学費・賃貸住宅子育て世帯支援・幼児育成プログラム給付金) (P1)
袋支給事業 (P3)		 補足給付費制度 (P.4)		 就学援助制度 (P.4)	
					 放課後児童クラブ (P.22)
					 放課後子ども教室 (P.23)

住民課
町民生活グループ
(総合ケアセンター
ゆくり内)
0145-26-7871

住民課
福祉グループ
(総合ケアセンター
ゆくり内)
0145-26-7872

教育委員会
生涯学習課
(青少年センター内)
社会教育グループ
0145-27-2495
学校教育グループ
0145-27-2494

妊娠ガイド

ガイドを参考に、出産・育児に
向けた計画を立てておこう！



妊娠時期	初期			中期			後期						
	2ヶ月(4~7週)	3ヶ月(8~11週)	4ヶ月(12~15週)	5ヶ月(16~19週)	6ヶ月(20~23週)	7ヶ月(24~27週)	8ヶ月(28~31週)	9ヶ月(32~35週)	10ヶ月(36~40週)				
妊婦健診	4週間に1回			2週間に1回			1週間に1回						
<準備> 自分や家族ですること	<p>□ 妊娠届出をして面談を受ける □ 母子健康手帳と妊婦健診受診券をもらう (P6) □ 「妊婦給付認定」の申請を行う 「妊婦支援給付金（1回目）」の申請を行う（チラシ） □ ママサポート119に登録する (P37) □ 産後ケア事業の申請を行う (P11) 【医療機関】 □ 妊婦健診受診と出産をする病院を決める（必要時予約する） 【ご自身】 □ 妊婦健診を受ける □ お酒、たばこはやめる ※胎児の成長に影響したり、流早産や生まれた後のお子さんの病気のリスクが高まります。家族や周囲の人に近くで喫煙しないよう配慮してもらおう。 □ 里帰り出産をするか決める（転院する際に紹介状が必要な場合があるため、現在の通院先に報告すること） □ 妊娠中の食事や生活について情報収集する</p>					<p>【医療機関】 □ 妊婦健診を受ける □ 妊婦歯科健診を受ける (P6) 【ご自身】 □ 里帰り出産の場合は、産院を決め予約方法等を確認しておく □ 産後の家事・育児の分担を家族で話し合う □ 育児グッズを準備する □ 母親・両親教室や産前サポート事業を利用する (P7) □ 近隣の医療機関や地域の交流の場（子育て支援センターなど）の情報を集め、足を運んでみる □ 『妊娠中の方（妊娠7~9か月頃）へのアンケート』を提出する ★☆★アンケート提出日は 年 月 日です★☆★ 心配なことがあれば、町保健師・保育士等による面談を利用しよう！</p>							
母子健康手帳 副読本の「妊娠と出産」のページも読んでおこう！					<p>☆上記の準備のために利用できるまちのサポート☆</p> <p>□ 妊婦訪問 (P7) □ 母親・両親教室 (P7) □ 産前サポート事業（プレママ教室）(P7) □ 来所・電話相談（上記連絡先へ） □ 厚真・厚南子育て支援センター (P18) □ こども園（体調不良時や通院・入院などの理由での一時保育、入園）(P19)</p>								
からだの変化	<p>◆つわりが始まったり、下腹部の張り・便秘・頻尿・乳房のハリなどの身体の変化が起こる。 ◆4か月頃になると胎盤が完成し、つわりもおさまってくることが多い。 ☆身体に負荷がかかるような激しい運動や腹部を圧迫する動作などは避けましょう。 ☆身体の清潔を保ち、感染症に気を付けましょう。 ☆つわりが落ち着いたら、塩分を控え、タンパク質、食物繊維、ビタミン、鉄分などバランスよい食事を心がけましょう。</p>			<p>◆体の変化が落ち着き安定した時期に入ります。 ◆乳房が大きくなり、体重が増え、お腹のふくらみが目立ってくる。 ◆6か月頃にはほとんどの人が胎動を感じるようになる。 ◆お腹が大きくなるにつれて、バランスがとりづらくなる。 ☆安産のための身体づくりに、体調の良い時は軽い運動をしよう。 ☆お腹の張った時は無理せず休みましょう。 (張りが強い場合や出血などある時は病院に相談しましょう)</p>			<p>◆8か月頃～動悸、息切れ、胃のもたれなどを感じやすい ◆大きくなった子宮と赤ちゃんに心臓や胃が圧迫されて、息苦しさが強くなったり、一度にたくさんの量を食べられなくなる。仰向きで寝られるなくなる。 ☆後期の急な体重増加は妊娠高血圧などを起こしやすいため注意しましょう！ ☆出産に向けた体力作りのためにも軽い運動を（切迫早産などのある方は必ず医師の指示に従うこと！）</p>						
お仕事の関係	<p>□ 勤務先に出産予定日を伝える ⇒妊娠中の働き方（時間外労働、休日労働、深夜業の制限など）について相談する □ 体調が悪い場合は医師や助産師に相談し、発行してもらった「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する □ 妊婦健診を受けるための時間が必要な場合は会社に申請する</p>					<p>□ 仕事の引き継ぎの準備をする □ 産休について、会社に報告し取得する（出産後の働き方についての希望も伝える） □ 育休について家族で話し合い、会社へ申請する ~産後パパ育休も創設されました~</p>							

子育てガイド

ガイドを参考に、家族みんなで育児
に向けた計画を立てておこう！



時期	出産	新生児期	乳児期	1歳	2歳	3歳
お子さんの検査・健診	新生児聴覚検査	1か月健診 乳児健診(前期) 3～6か月	乳児健診(前期) 9～12か月	1歳6ヶ月健診		3歳児健診
産婦さんの健診	2週間健診 1か月健診			1歳児		
<準備> 自分や家族ですること		<ul style="list-style-type: none"> □ 出産後に必要な手続を行う、経済的な支援を受ける <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出生届 (P9) <input type="checkbox"/> 公的医療保険の加入 <input type="checkbox"/> 児童手当 (P28) <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 (P30) ※必要時 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 (P31) ※必要時 <input type="checkbox"/> 子どもの医療費助成（乳幼児医療費）(P25) <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療給付制度、ひとり親家庭等医療費、重度心身障がい者医療費 (P26～) ※必要時 <input type="checkbox"/> 出産育児一時金 <input type="checkbox"/> 出産手当金（国民健康保険以外の健康保険加入者） <input type="checkbox"/> 産前・産後の国民年金保険料の免除（第1号被保険者の方）(P7) □ 新生児訪問（乳児全戸訪問）を受ける (P11) □ 「胎児数の届出」と「妊婦支援給付金（2回目）」の申請を行う（チラシ） □ 「妊産婦健診・出産時の交通費助成」の申請を行う (P6) □ 産後ケア事業や産後サポート事業の利用を検討する <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【生後2か月～】予防接種を受ける (P15) <input type="checkbox"/> 子育て支援センターなどを利用する 	<p>☆利用できるまちのサポート☆</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 産婦訪問 (P11) <input type="checkbox"/> 新生児訪問（乳児全戸訪問）(P11) <input type="checkbox"/> 産後ケア事業 (P11) <input type="checkbox"/> 産後サポート事業（ニューママ教室）(P12) <input type="checkbox"/> 来所・電話相談 <input type="checkbox"/> 乳幼児相談 (P12) <input type="checkbox"/> すぐすぐ教室（乳幼児栄養教室）(P13) <input type="checkbox"/> 厚真・厚南子育て支援センター (P18) <input type="checkbox"/> こども園（体調不良時や通院・入院などの理由での一時保育、入園）(P19) 			
産後の お子さん との生活		<p>産後はすぐに1～3時間ごとの授乳やオムツ交換、沐浴、抱っこなどのお世話が待っています。⇒☆産後の生活を家族みんなでイメージし、お母さんのサポートについて事前に決めておきましょう。</p> <p>新生児期（生後4週間までの間）は赤ちゃんが自分の力で成長し外の世界に慣れるための大変な時期。⇒☆日々のお世話や環境を整えることで、赤ちゃんの育ちをサポートしてあげよう。</p> <p>☆1か月健診で問題が無ければ、外気に触れ日光浴を始めましょう。</p> <p>☆生後2か月頃にはうつ伏せになる時間を（最初は短い時間から）つくり、体の発達を促しましょう。</p> <p>生後4か月頃～日中に大半の母乳・ミルクが飲めるようになり、夜にまとまって睡眠がとれるようになる。</p> <p>⇒☆メリハリのある生活リズムを身に付けていくために、決まった時間に起こす、起きている間は遊びを促すなどして意識的に関わってあげましょう。</p> <p>☆乳幼児相談(P12)や乳幼児健診(P12～13)でお子さんの成長発達を確認し、育児等の相談を行いましょう</p>	<p>母子健康手帳 副読本の「育っていく赤ちゃん」のページも読んでおこう！（赤ちゃんとの暮らし、栄養と歯の健康、月齢・年齢別の心とからだの発達など）</p>			
お仕事の 関係		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 育児休業給付金を申請する（原則会社経由） <input type="checkbox"/> 産前産後の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則会社経由） <input type="checkbox"/> 育児休業取得中の社会保険料（健康保険・厚生年金）の免除を申し出る（原則会社経由） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出産後、職場復帰の時期を改めて検討する ☆慣らし保育期間なども踏まえて検討しましよう <input type="checkbox"/> 保育園の情報を集め、足を運んでみる ☆入園の相談はできるだけ早めにしておきましょう（認定こども園 P19） <input type="checkbox"/> 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う <input type="checkbox"/> 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方（短時間勤務や残業免除等）について会社と相談する 				

厚真町子育て応援

子育て支援ポイント還元事業



厚真町では、子育て中の家庭の負担をサポートする下記の4つの還元事業があり、ポイント（あつまるポイント）が付与されます。

あつまるポイントは町内加盟店で、買い物などに使用できます。（1ポイント：1円）
あつまるカードの詳細については2～3ページをご覧ください。

①子育て支援医療費還元

【対象】

厚真町に住所のある0歳から18歳（高校生）までの子どもの保護者の方
(※ただし、生活保護法による生活保護を受けている方は対象となりません。)

0歳～
18歳

【医療費ポイント還元額】

保護者が病院に支払った子どもに係る医療費（一部負担金）全額がポイント還元されます。
(保険外負担金は含まれません。)

- * 医療費が高額療養費の対象となる場合は、高額療養費相当額を控除した額とします。
- * こども園や学校、放課後児童クラブでケガなどをした場合で、災害共済給付の対象となった場合は、給付額を控除した額とします。
- * 乳幼児のお子さんについては、初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円）が対象となります。また、医療費助成の対象となる場合は、医療費助成額を控除した額とします。

②子育て支援高校生通学費等還元

町外の高校に在学している高校生（高等専門学校については1～3年生）の保護者が負担している高校生の通学費や下宿代等の一部をポイントとして還元します。

町外の高
校に通う
高校生

【対象】

町外の高校に在学している高校生の保護者の方

【高校生通学費等ポイント還元額と手続き】

- 1ヶ月につき 5,000 ポイント（長期休暇を除く年間 10 ヶ月上限）
- ・前期分（4～9 月分）、後期分（10～3 月分）の年 2 回
(各期についてそれぞれ長期休暇 1 ヶ月分を除いた 5 ヶ月が上限)
 - ・受付期間：前期分 8～10 月、後期分 2～4 月
※受付期間中にお手続きください。

③賃貸住宅子育て世帯支援

町内の賃貸住宅に入居している子育て世帯に家賃の一部をポイントとして還元します。

【対象】次のすべてに該当する世帯

- ・町内の賃貸住宅（子育て支援住宅、月額家賃 48,000 円以下を除く）に入居している世帯
- ・世帯合計所得 5,844,000 円以下の世帯
- ・18 歳までの子どもを扶養（同居）している世帯
- ・町税等に滞納がない世帯

0歳～
18歳

【還元内容】

0歳～18歳の扶養家族 1 人につき月額最大 3,000 ポイント

※上限は月額家賃から 48,000 円を差し引いた額

④幼児育成プログラム給付金

子育て支援利用者負担額還元にかわり、令和7年4月から開始になる新たな給付金になります。

【対象】

厚真町に住所がある生後6ヶ月から満3歳までの子どもを監護している厚真町に住所がある保護者の方

(※ただし、生活保護法による生活保護を受けている方は対象となりません。)

【還元内容】

対象の子ども1人につき1か月 6,000 ポイント

6ヶ月～
3歳

●還元方法について

1. 「あつまるカード」と次の物をお持ちください。

①は医療機関の領収書（発行日から2年以内のものに限る）、②は発行日から2ヶ月以内の在学証明書又は在籍期間証明書、③は賃貸契約書及び家賃支払の証明となるものを、子育て支援グループ窓口又は上厚真支所までお持ちください。

②、③については町公式LINEからの申請も可能です。

2. 窓口で申請書に必要事項をご記入いただきます。

→ (町公式ホームページからダウンロードできます。)

※④は対象者へ申請書を直接お渡ししています。申請書を提出していただきますと、毎月15日ごろに「あつまるカード」へ自動でポイントが付与されます。

●あつまるカードについて

あつまるカードは子育て支援ポイントと町内加盟店でのお買い物で貯まるポイントと一緒にまとめたポイントカードです。

●あつまるカードの使い方について

	お買い物をする	子育て支援サービスを受ける
ポイントを貯める	加盟店でのお買い物の際に提示すると100円につき1ポイント付与されます。 ※加盟店により200円～500円につき1ポイントの場合があります。	①～④の還元ポイントが付与されます。 ポイントは子育て支援グループ又は上厚真支所で付与します。 ※ポイントの付与には、申請書、領収書などが必要です。
ポイントを使う	「あつまるカード」のポイントの差し引きによりお買い物ができます。	
ポイントの有効期限	ポイント付与の年度も含めて3カ年度 ※令和6年度に付与されたポイントの有効期限：令和9年3月末 以後、同様に2年経過後の年度末で期限切れとなり、自動失効されます。	

教育サポート券

500ポイント毎に教育サポート券（レシート）を発行します。寄付したい団体名を記入して回収箱に投函すると1枚あたり10円が寄付されます。

寄付団体：町内小中学校、こども園、スポーツ少年団、子ども会など

見守り機能

あつまるカードの使用が14日間確認されない場合に登録したメールアドレスにメールが届く機能です。
希望により追加できます。
※高齢者が対象です。

あつまるカード加盟店

上厚真地区

- ・折坂商店
- ・さとう理容院
- ・小川商店
- ・P&Mヤグラ
- ・穴田米穀店
- ・オートリペアナスノ
- ・ホクレン上厚真給油所
- ・ローソン上厚真店
- ・あつまランドリー
- ・手嶋板金工業
- ・デンアール(株)

錦町地区

- ・厚真園(坂本商事)
- ・厚真公益社
- ・食空間ゆるり
- ・Aコープ厚真店
- ・スナック SAKURA
- ・Animal total care HAYA
- ・ホクレン厚真給油所
- ・生産資材/とまこまい広域農業協同
- ・車両整備/とまこまい広域農業協同

京町地区

- ・岡部薬品
- ・Oeuf
- ・東電機商会
- ・伝平さんの畑
- ・ナイトサパー徳永
- ・潮騒
- ・山田商店
- ・高脂
- ・カネナカ中島食堂
- ・スナック Rose
- ・まちなか交流館しゃべーる
- ・北海道エア・ウォーター
- ・あつまルーラル整体院
- ・TREASURETRADING

表町地区

- ・市原精肉店
- ・まこと商事
- ・スナック愛結
- ・ハスクップカフェLABO
- ・あつまみらい
- ・ハマナスクラブ厚真藤井店

本郷地区

- ・中川商店
- ・蔵重自工
- ・真鹿
- ・寒露

本町地区

- ・ドライブイン本郷
- ・厚真オートサービス
- ・こぶしの湯あつま
- ・Re:Spec
- ・厚真町観光協会

豊沢地区

- ・Olive

燃やせるごみ用指定ごみ袋支給事業



経済的負担軽減のため、日常的に紙オムツを使用している世帯に燃やせるごみ用の指定ゴミ袋を支給します。

* 20リットルの燃やせるごみ指定袋

1か月 10枚（年間最大 120枚）

【対象者】

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町身体障がい児等に係る日常生活用具の給付等に関する規定に基づき、紙オムツの交付を受ける者又はその保護者

出産祝金の支給



厚真町に1年以上在住している方で、第3子以降の子どもが生まれた場合に、出生した子ども1人につき10万円を出産祝い金として支給します。

厚真町育英資金の貸付（無利子）



【対象者】

- ①短期大学、大学、大学院（防衛大学は除く）
- ②高等専門学校（第4、第5学年及び専攻科）
- ③専修学校専門課程（修業年限が2年以上に限る）
- ④国外において、①～③に掲げる学校に相当する教育内容を行う学校

※上記①～④に該当する学校の入学予定者か在学生の保護者などで厚真町に住所のある方

なお、入学予定者、在学生への直接貸付はできません。

【就学時期】

高等学校を卒業した者が上級の学校に就学する場合は、高等学校を卒業後5年以内

※上記の上級学校を卒業した者がさらに上級の学校に就学する場合は、上記の上級学校を
卒業後5年以内

【補助・助成などの金額】

月額6万円を限度に1万円単位の希望額

【返済方法】

卒業後、6か月据え置きで、借りた期間の3倍の期間内で口座振替等により返済

【選考基準】

町育英資金選考基準に基づき、成績、学習意欲、家庭の所得等を考慮し貸付者を決定します。

就学援助制度（学用品費などの援助）/小学生・中学生



【対象者】

- ①生活保護が停止か廃止になった世帯
- ②町民税が非課税か減免になった世帯
- ③個人事業税や固定資産税が減免になった世帯
- ④国民年金保険料の減免、国民健康保険料が減免、又は徴収が猶予された世帯
- ⑤児童扶養手当を受給している世帯
- ⑥世帯更生資金を利用している世帯
- ⑦公共職業安定所に登録している日雇労働者又は失対手帳を有する日雇労働者の世帯
- ⑧その他経済的理由によりお困りの家庭

【援助内容】

学用品費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、体育実技用具費、PTA会費
生徒会費、校外活動費、学校病医療費（学校保健法で規定する疾病）、クラブ活動費、
オンライン学習通信費

補足給付費制度（こども園給食費・教材費などの援助）/こども園園児



【対象者】

- ①生活保護法による被保護世帯等
- ②市町村民税非課税世帯

【援助内容】

給食費、教材費



妊娠前

厚真町 不妊治療費等助成事業



不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、治療にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】次の①～⑤の全てに該当する方

- ①申請日時点で厚真町に引き続いで6ヶ月以上居住している（住所を有する）者
※配偶者の仕事の都合等でやむを得ず妻のみが町内に居住している場合も対象とします。
- ②不妊治療以外では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、実際に不妊治療を受けた者
- ③婚姻している夫婦（事実婚関係も含む）
- ④不妊治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ⑤申請日時点で町税等の滞納がないこと

【助成回数（1子ごと）】

- ①40歳未満の場合：6回
- ②40歳以上43歳未満の場合：3回

※助成を受けた後、出産又は妊娠12週以降に死産に至った場合、助成回数がリセットされます。

【助成対象となる治療・経費と助成額】

（1）保険適用となる不妊治療費の自己負担分

＜対象経費＞

不妊治療に対する検査・治療のうち、健康保険の適用となる一般不妊治療（人工授精等）及び生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）等の自己負担分。

＜助成額＞

治療を受けた夫婦の所得に応じて助成上限額が決まっています。

（2）先進医療の治療費

＜対象経費＞

医療保険適用の不妊治療と併用して実施された、厚生労働省にて先進医療として告示された技術を用いた検査・治療にかかる費用。

＜助成額＞

先進不妊治療の検査・治療に要した費用に10分の7をかけた額で、35,000円を上限。

（3）不妊治療のための通院に係る交通費

＜対象経費＞

上記（1）（2）の検査・治療を行うために医療機関を受診した際の交通費。

※自宅から医療機関まで片道25km未満の場合は対象外

※1回の治療につき、通院5回が上限

＜助成額＞

通院に要した費用の自己負担分（自宅から医療機関までの距離に応じた上限あり）に3分の2をかけた額。

不妊症とは・・・

妊娠を望む健康な男女が、避妊をせず普通に性生活を営んでいても、一定期間妊娠しない場合をいいます。日本産科婦人科学会では、「一定期間」を「1年」としています。不妊症と判断するには、それぞれのご夫婦によって事情も異なります。赤ちゃんが欲しいと思っているのになかなか妊娠しない場合には、専門の医師に相談することが大切です。

2

妊娠期

母子健康手帳の交付

妊娠がわかり、出産予定日が確定したら…

→住民課健康推進グループ又は上厚真支所へお越しください。

【届出に必要なもの】

- ・通帳（給付金申請用）
- ・マイナンバーカード

- ・母子健康手帳
- ・妊娠婦健診等受診票
- ・マタニティマークなど
をお渡しします☆



妊娠婦健康診査（妊娠婦健康診査受診票の交付）

ア) 一般健康診査受診票 14回分

イ) 超音波検査受診票 11回分

ウ) 産婦健康診査受診券 2回分

※ ア～ウは、道内の医療機関で使用できます。里帰りなどで道外の医療機関を受診される場合は、一度実費で支払っていただき、後日償還払いします。



妊娠婦歯科健診



妊娠中は、つわりや唾液の性質の変化、ホルモンの影響で、歯や口腔内のトラブルが起こりやすくなります。歯科健診を受けてトラブルに対処できるように、妊娠中の歯科健診費用を助成します。

【対象者】 町内にお住まいの妊娠の方（母子健康手帳の申請があった方）

【実施内容】 歯科受診に適している妊娠中期（妊娠18週～25週）頃に受診票を送付しますので、委託医療機関（厚真歯科または桂歯科クリニック）にてご受診ください。

妊娠婦健診・出産時の交通費助成



妊娠婦健診および出産時の通院時にかかる交通費の一部を助成します。

※新生児訪問時に申請のご案内をいたします。産婦健診が終わったら、すみやかに申請してください。

【対象者】 次の①～③のすべてに該当する方

- ①厚真町に住所があること
- ②厚真町の自宅から病院へ行き、健診を受診または出産していること
- ③厚真町の妊娠一般健康診査受診票の交付を受けていること

【上限額と助成額】

	上限額	対象となる健診	助成額
通院1回 につき	片道 715円	①受診票交付後に受けた妊娠健診（上限14回） ②出産（1回） ③産婦健診（2回）	上限額と実支出額 のいずれか低い方 の額

【申請先】 住民課健康推進グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】 ①母子健康手帳 ②通帳など振込先口座情報がわかるもの

妊婦訪問指導事業



妊娠高血圧症などの疾病の既往がある方、妊娠・出産に不安のある方、妊婦健診の結果、保健指導が必要な方、その他訪問を希望する方に対して、保健師が訪問指導を行います。

母親（両親）教室



講話や実習を通し、妊娠・出産・育児についての不安を軽減し、安心して出産を迎えるよう保健師等が支援します。

【対象者】 町内にお住まいの妊婦の方とそのパートナー、家族

【実施内容】 (例) • 妊娠中の栄養について • お産の準備
• 母乳育児の話 • 育児手技（沐浴、着替え、おむつ交換など）
• 妊婦同士の交流 など、ご希望の内容で個別に対応します。

【申込方法】 希望される方は、住民課健康推進グループまでお申し込みください。

産前サポート事業（プレママ教室）



妊婦の方を対象に、保健師や助産師等による相談支援を行います。マタニティヨガなどを楽しみながら、リラックスしたり、他の参加者と交流することができます。

【対象者】 町内にお住いの妊婦の方

【実施内容】 • 妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の相談
• 妊婦同士の交流
• 助産師によるマタニティヨガ など

【実施回数】 年4回（母子健康手帳交付時にご案内します。）

国民年金保険料 産前産後免除制度



国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。申請し、免除になると、免除期間も保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象期間の保険料を前納している場合、対象期間の全額が還付（返金）されます。付加保険料の納付は可能です。

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

*平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

【免除対象期間】 単胎の方…出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間

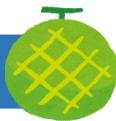
多胎の方…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

【申請先】 住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】

- ①母子健康手帳（出産後の届出で、厚真町で出産日が確認できる場合は不要）
- ②年金手帳、基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの

【届出の時期】 出産予定日の6か月前から届出できます。



国民健康保険被保険者の方が出産される際に、出産前後の一定期間に相当する国民健康保険料が減額される制度です。

【対象者】 厚真町国民健康保険の被保険者で出産日が令和5年11月1日以降の方
＊令和5年11月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。

【軽減対象期間】 単胎の方…出産予定日または出産日が属する月の1か月前から4か月間
多胎の方…出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

【申請先】 住民課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）

【申請時に必要なもの】

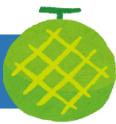
- ①母子健康手帳（出産後の届出で、厚真町で出産日が確認できる場合は不要）
- ②本人確認書類

【届出の時期】 出産予定日の6か月前から届出できます。



出産時

出生届



【届出期間】

生まれた日から 14 日以内

※14 日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで

【届出人】 原則「父」または「母」

【届出先】 生まれた子の父母の本籍地か住所地または生まれた場所の市町村役場

【届出に必要なもの】

- ・届出書 1 通・母子健康手帳
- ・医師（助産師）の出生証明書（届出書の右欄）
- ・健康保険証または資格確認書（お子さんが入る予定のもの）＊乳幼児医療費助成で使用します
- ・受給者の健康保険証または資格確認書及び預金通帳 ＊児童手当で使用します（共済以外の方）

【窓口】 総合ケアセンターゆくり内 住民課 町民生活グループ

※赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・カタカナに限られています。

※赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから 2～3 週間程度後に郵送（簡易書留）で

個人番号通知書が送られてきます。

※届出と同時にマイナンバーカードの申請もすることができます。

健康保険加入



○国民健康保険に加入する場合は、住民課 町民生活グループへ届出をしてください。

国民健康保険の手続きは、出生から 14 日以内にしてください。

乳幼児医療費の助成・・・〇歳から就学前のお子さまが、医療機関に入院・通院した場合
医療費の助成があります。詳しくは P.25 をご覧ください。

出産育児一時金



健康保険から出産費用の一部が給付される制度

出産の際に支給される出産育児一時金を健康保険が直接医療機関に支払う制度です。

詳細は、医療機関にご確認ください。

児童手当



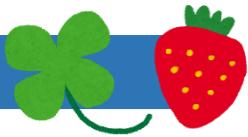
児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

●出生から 15 日以内に届出をしてください。 ※詳しくは P.28 をご覧ください。

もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業



※詳しくは P.3 をご覧ください。



令和7年4月より、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、認定を受けた方には「妊婦支援給付金」が支給されます。

また、妊婦への支援を総合的に行うため、妊婦等包括相談支援事業（伴走型支援）による面談と一体的に実施していきます。

【妊婦のための支援給付】

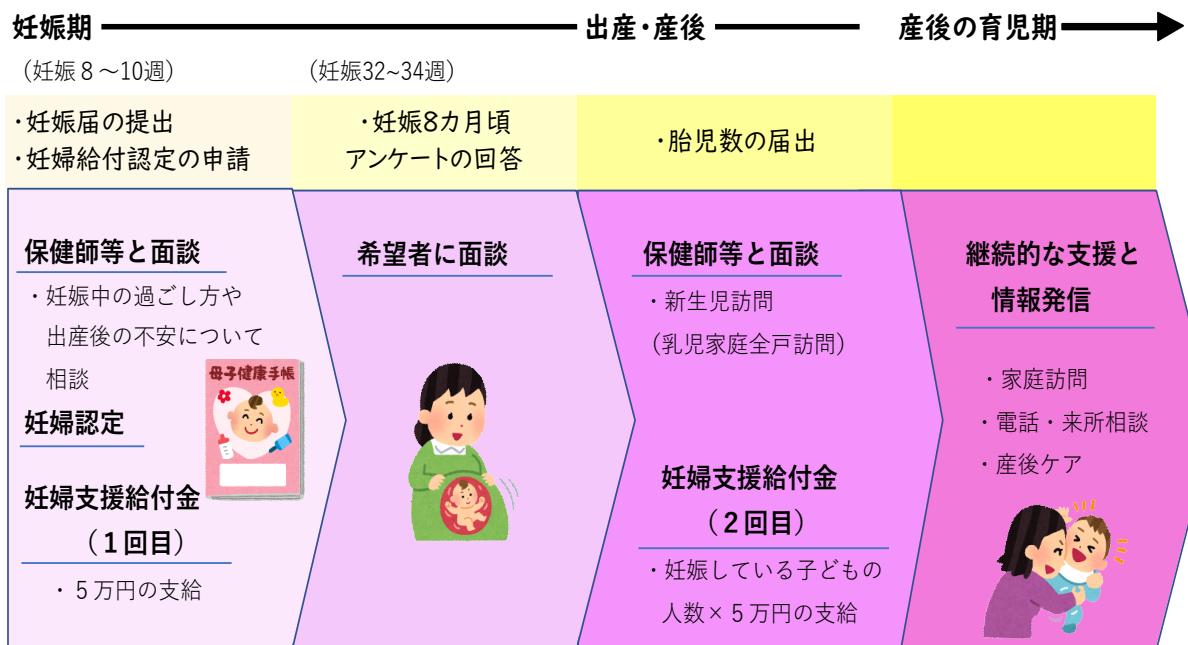
妊娠・出産等に関する経済的負担軽減を図るため、妊婦支援給付金を支給します。
(流産・死産された方も受給の対象になります)

【妊婦等包括相談支援（伴走型支援）】

全ての妊婦さん・子育て世帯に対し、妊娠期から産後～子育て期にわたって一貫した相談対応を行っていきます。

- ・妊娠届出時の面談
 - ・妊娠7～9か月頃アンケートの結果に応じた相談支援
 - ・新生児訪問時、乳児家庭全戸訪問時の面談
- など

＜事業のイメージ＞



* 詳細については担当へお問い合わせください



4 産後・乳幼児

産婦訪問指導



適切な時期に保健師が家庭訪問を行い、産婦の方の体調確認、育児に対する相談対応や母乳栄養の確立、産後の家族計画等をご支援します。

【対象者】 すべての産婦

新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業）



おおよそ生後2週間から1か月（少なくとも4か月）以内に保健師が家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育・発達を確認したり、育児のご相談に応じます。

【対象者】 すべての新生児・乳児

新生児聴覚検査の費用助成



先天的な子どもの耳の聞こえの異常を早期発見・早期治療するために、新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成し、保護者の経済負担を軽減します。

【対象者】

厚真町に住所を有する新生児（委託医療機関にて新生児聴覚検査を受けた方）

【対象検査と助成額】

対象検査		助成額
初回検査	自動 ABR（自動聴性脳幹反応検査）	4,800 円上限
	OAЕ（耳音響放射検査）	4,800 円上限

*母子健康手帳交付時に「新生児聴覚検査受診票」を交付します。検査する医療機関へ提出してください。

*4,800円を超えた分については、自己負担になりますので、差額を医療機関で清算してください。

*委託医療機関以外で受診される場合は、一度実費で支払っていただき、後日償還払いします。

産後ケア事業



産後の様々な心配や困り事に対し、委託助産師が訪問（助産院へ来院されても可）し、ご相談に応じます。（産後12カ月頃までの間で原則5回まで、1～2時間程度／回）

【受けられるケアの内容】

☆産後のお母さんのからだと心のケア

☆授乳に関する相談、乳房ケア

☆育児手技（沐浴や抱っこ等）や育児全般に関する相談 ☆赤ちゃんの健康や成長に関する相談

【利用料】 無料

※利用方法等の詳細は、母子健康手帳交付時または産婦訪問時にご説明します。

【利用方法】 ①利用申請書を健康推進グループへ提出し「利用承諾書」を受け取る。

②助産院へ連絡して訪問日時を調整し、産後ケアを受ける。

産後サポート事業（ニューママ教室）



出産後まもないママを対象に、保健師や助産師等による相談支援を行います。
ベビーマッサージなどを通して親子の時間を楽しんだり、ママ同士の交流もできます。

【対象者】 おおむね産後2か月～6か月のママ

- 【実施内容】**
- ・子どもの発育や授乳、育児に関する悩みや不安の相談
 - ・ママ同士の交流
 - ・助産師によるベビーマッサージ など

【実施回数】 年4回（産婦訪問時にご案内します）

乳児健康診査



乳児期の発育・発達や異常の有無を確認するため、1歳までの間に2回の健診を実施します。

※対象の方には個別に通知する他、町広報誌等にも日程表を掲載します。

【対象者】 ①前期：生後3～6か月児 ②後期：生後9～12か月児

【ところ】 総合ケアセンター「ゆくり」

【内 容】 問診、身体測定、診察、保健相談、栄養相談、離乳食講習会（3～6か月児）
歯科相談（9～12か月児）

離乳食講習会



離乳食についての学習や試食などを通してママの交流を図る教室です。

【対象者】 生後3か月～6か月児の保護者（乳児健診日に行います）

【内 容】 離乳食の進め方についての学習、試食

ブックスタート事業



乳児健診時に、絵本の紹介と合わせて、絵本とトートバッグをプレゼントします。

【対象者】 生後3か月～6か月児（乳児健診日にお渡します）

乳幼児相談



乳児健診のない月に、育児相談や身体計測ができる相談日を設けています。

（日程は新生児訪問時にお知らせします。町広報誌にも掲載します。）

【対象者】 生後2か月～14か月児

【ところ】 子育て支援センター（厚真・厚南）

【内 容】 身体測定、保健相談、栄養相談

※同じくらいの月齢のお子さんをもつお母さん同士の交流もできます♪

股関節脱臼検査



【対象者】 生後 3 か月～4 か月児頃

【ところ】 あつまクリニックまたは町外の整形外科

【料 金】 無料

※保険証と^①カードを持参してください（カードについては P.23 をご覧ください）

すくすく教室



乳幼児期の食生活について、知識の普及や栄養士による個別相談を行っています。

【対象者】 生後 6 か月～1 歳 6 か月頃までのお子さんがいる方

【内 容】 栄養講話・相談、調理実習・試食など

1歳6か月児健康診査



【対象者】 健診日当日の年齢が、生後 1 歳 6 か月から 1 歳 10 か月のお子さん

※対象の方には個別に通知する他、町広報誌等にも日程表を掲載します。

【ところ】 総合ケアセンター「ゆくり」

【実施内容】 問診、身体測定、診察、歯科健診、歯科相談、保健相談、栄養相談

3歳児健康診査



【対象者】 健診日当日の年齢が、生後 3 歳 0 か月から 3 歳 4 か月のお子さん

※対象の方には個別に通知する他、町広報誌等にも日程表を掲載します。

【ところ】 総合ケアセンター「ゆくり」

【実施内容】 問診、身体測定、診察、歯科健診、歯科相談、保健相談、栄養相談、尿検査、

視聴覚検査

5歳児健康診査



【対象者】 年度内に 5 歳に到達するお子さん

※対象の方には個別に通知する他、町広報誌等にも日程表を掲載します。

【ところ】 総合ケアセンター「ゆくり」

【実施内容】 問診、身体測定、視力検査、集団遊び、教育委員会からのお話、診察、心理相談、栄養相談、子育て・療育相談、保健相談

歯科健診・フッ素塗布（春期・秋期の年 2 回実施します）



【対象者】 1 歳（または生後 6 か月以上で歯が生えているお子さん）から就学前のお子さん

※対象の方には個別に通知する他、町広報誌等にも日程表を掲載します。

【実施内容】 歯科健診、フッ素塗布、歯科・保健・栄養指導

おはなしのびっ子



就学前のお子さんとその保護者を対象とした『読み聞かせの会』です。

図書室の職員とボランティアの方による、絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊び、パネルシアターなど盛りだくさんの楽しいひとときです。

【対象者】 就学前のお子さんとその保護者

【時間】 10：00～10：30

【ところ】 青少年センター図書室、厚真子育て支援センター、厚南子育て支援センター
毎月の会場は、『生涯学習だより』をご確認ください。

【開催日】 月に1回開催しています。毎月の日程については、『生涯学習だより』もしくは、
『マナビィカレンダー』をご確認ください。



予防接種



<接種場所> あつまクリニック(要予約)

<日 時> ◆未就学児(予防接種専用時間)…毎週水曜日14:00~15:00

◆小学生~19歳…毎週月・金曜日9:00~12:00/14:00~17:00、毎週水曜日9:00~12:00/15:00~17:00

<持 ち 物> ①母子手帳、②QRコードシール、③予診票(必ず事前に記入してください)

定期予防接種 * 下記の期間で無料で接種することができます

種類	対象者(接種できる年齢)	接種開始年齢	接種回数と間隔 (※接種開始年齢によって回数が異なります)		備考
※1 【不】 Hib(ヒブ)	生後2カ月 ~60カ月(5歳)未満	★標準的な接種 生後2カ月~7カ月未満	初回	3回(27日以上あけて)	※初回2・3回目は1歳まで(追加接種は可)
			追加	1回(初回終了後7カ月以上あけて)	
		生後7カ月~1歳未満	初回	2回(27日以上あけて)	※初回2回目は1歳まで(追加接種は可)
【不】 小児用 肺炎球菌	生後2カ月 ~60カ月(5歳)未満		追加	1回(初回終了後7カ月以上あけて)	
		1歳~5歳未満	初回	1回	
		★標準的な接種 生後2カ月~7カ月未満	初回	3回(27日以上あけて)	※初回2・3回目は2歳まで(追加接種は可) ※初回2回目が1歳を超えた場合は3回目の接種は行わない(追加接種は可)
			追加	1回(初回終了後60日以上あけて、1歳以降に)	
		生後7カ月~1歳未満	初回	2回(27日以上あけて)	※初回2回目は2歳まで(追加接種は可)
			追加	1回(初回終了後60日以上あけて、1歳以降に)	
		1歳~2歳未満	初回	2回(60日以上あけて)	
		2歳~5歳未満	初回	1回	

種類	対象者(接種できる年齢)	標準的な接種年齢	接種回数と間隔		備考
【経口生】 ロタウイルス (ロタリックス)	生後6週 ~24週未満	1回目は必ず、生後2カ月 ~生後14週6日までに接種 してください!	2回	(27日以上あけて)	※R2.10.1~定期接種化
【不】 B型肝炎	生後2カ月 ~1歳未満	生後2カ月~9カ月未満	初回	2回(27日以上あけて)	
			追加	1回(1回目の接種から139日以上あけて)	
※1【不】 四種混合 ジフテリア・破傷風 百日ぜき・ポリオ・Hib	生後2カ月 ~90カ月(7歳6ヶ月)未満	生後2カ月~1歳未満	1期初回	3回(20~56日あけて)	※R5.4.1~2か月に対象者拡大
		1期初回(3回目)終了後 12~18カ月後	1期追加	1回(1期初回(3回目)終了後12~18カ月あけて)	
【不】 五種混合 ジフテリア・破傷風 百日ぜき・ポリオ・Hib	生後2カ月 ~90カ月(7歳6ヶ月)未満	生後2カ月~7カ月未満	1期初回	3回(20~56日あけて)	※R6.4.1~ 四種混合とHibワクチンが一体となった五種混合ワクチンが定期接種化
		1期初回(3回目)終了後 6~18カ月後	1期追加	1回(1期初回(3回目)終了後6~18カ月あけて)	
【注射生】 BCG	1歳未満	生後5カ月~8カ月未満	初回	1回	
【注射生】 麻疹・風疹 (MR)	1期	1歳~2歳未満	1期	1回	
	2期	5歳以上7歳未満で 翌年度小学校に就学する児	2期	1回	
【注射生】 水痘 (みずぼうそう)	1歳~3歳未満 ※既に罹患した場合は対象外	1回目:1歳~1歳3ヶ月まで 2回目:1回目から6~12カ月後	2回	(6~12カ月(最低3カ月以上)あけて)	
【不】 日本脳炎	1期	生後6カ月 ~90カ月(7歳6ヶ月)未満	3歳~4歳未満	1期初回	2回(6~28日あけて)
			4歳~5歳未満	1期追加	1回(1期初回終了後、約1年(最低6カ月)あけて)
	2期	9歳~13歳未満	2期	1回	
【不】 二種混合 ジフテリア・破傷風	11歳~13歳未満	11歳~12歳未満 (小学6年生)	初回		本ワクチンは、四種混合または五種混合の第二期となります。
【不】 ヒトパピローマ ウイルス感染症 (9価シルガード)	小学6年生 ~高校1年生の女子	中学1年生	2回(6カ月(最低5カ月)以上あけて) ※1回目接種が15歳を超えた場合は3回接種(2カ月以上あけて2回接種、その後1回目から6カ月以上あけて1回接種)		※R5.4.1~9価シルガード定期接種化 ※過去に接種歴のある方は原則同一ワクチンを使用します

※1:令和6年4月1日以降に接種を開始するお子さんは、五種混合ワクチンとなります。

(令和6年3月31日までに四種混合ワクチン及びヒブワクチンの接種を既に開始している方は、同様のワクチンで接種を終えてください)

任意予防接種 * 町助成対象(無料): 1歳~3歳未満で1回目の接種のみ

種類	対象者(接種できる年齢)	標準的な接種年齢	接種回数と間隔	備考
【注射生】 おたふくかぜ	1歳以上 ※既に罹患した場合は対象外	1歳以上 ※2回接種の場合の2回目は、小学校就学前の1年間	1回 ※日本小児学会では2回接種が推奨されています	※2回目接種の場合、1回目であっても年齢が町助成対象外の場合は、全額自己負担となります。

* 本来、全額自己負担の予防接種ですが、厚真町独自助成により無料で接種することができます

ワクチンの接種間隔について * 以下の2点を必ず確認しましょう

①次に別の種類のワクチンを打つ時…注射生ワクチンどうしは27日以上あける。それ以外は原則接種間隔をあけなくてよい(R2.10.1~適用)。

* 【不】不活化ワクチン 【注射生】注射で接種する生ワクチン(※次に注射生ワクチンを接種する場合は間隔に注意)
【経口生】飲むタイプの生ワクチン

②次に同じ種類のワクチンを打つ時…上記の表のとおりに間隔をあける

ワクチンで予防できる子どもの病気



1. ヒブ(インフルエンザ菌 b 型)感染症【ヒブワクチン※で予防】

インフルエンザ菌 b 型という細菌（※インフルエンザウイルスとはまったく別のもの）による病気で、細菌性髄膜炎や喉頭蓋炎、肺炎などを起こします。5歳までにかかることが多い病気です。髄膜炎は早期診断が難しいため重症化しやすく、重い後遺症を残したり、死亡する例もあります。

2. 肺炎球菌感染症【小児用肺炎球菌ワクチンで予防】

肺炎球菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、ときに、細菌性髄膜炎や菌血症、肺炎、中耳炎などを引き起こします。髄膜炎は、ヒブによる髄膜炎より発症頻度は少ないですが、重症化します。

3. B型肝炎【B型肝炎ワクチンで予防】

主に血液を介して感染し、黄疸や全身のだるさ、食欲不振、吐き気、嘔吐などの症状が出る病気です。多くの場合3ヶ月以内に治りますが、乳幼児期に感染すると、ウイルスが排除されずキャリア（体内にウイルスを持っている）状態になる可能性が高く、慢性肝炎などを発症することがあります。

4. ロタウィルス感染症【ロタウィルスワクチン(経口)で予防】

ロタウィルスによって、下痢や嘔吐の胃腸炎症状が出る病気です。感染力が強く、胃腸炎の中でももっとも重症になりやすく、脱水症やくしゃみ、脳炎、重い腎障害などの合併症をおこすことがあります。

5. ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ【四種混合※・二種混合ワクチンで予防】

【ジフテリア】

ジフテリア菌の感染で起こり、38度以上の高熱、のどの痛み、犬の遠吠えのような咳が特徴的で重症になると、呼吸困難や神経麻痺、心筋炎を起こし、死亡することもあります。

【百日せき】

百日せき菌の感染で起こり、長く続くせき、笛を吹くような音をともなう呼吸困難、チアノーゼなどの症状がみられます。肺炎や脳炎を合併することもあり、乳児では命を落とすこともあります。

【破傷風】

土の中にいる破傷風菌が傷口から体に侵入し、菌の毒素でけいれんを起こす病気です。顔の筋肉が硬直して引きつったような表情になり、口が開きにくくなることが特徴です。重症になると強いけいれんで呼吸ができなくなることもあります。

【ポリオ】

小児マヒとも呼ばれます。かかっても無症状か、かぜに似た症状だけですむ場合がほとんどですが、まれに、熱が下がった後に片側の手足に弛緩性マヒを生じ、後遺症を残すことがあります。

6. 結核【BCGワクチンで予防】

結核菌の感染で起こり、日本では毎年約12,000人の方が結核にかかり、約2,000人が亡くなっています。高齢の方が多いですが、産まれてすぐであってもかかる可能性があり、抵抗力の弱い乳児がかかると、結核性髄膜炎や粟粒結核など重い結核になることがあります。

7. 麻しん(はしか)・風しん(三日ばしか)【麻しん風しん混合ワクチンで予防】

【麻しん(はしか)】

麻しんウイルスによって感染し、熱、鼻水、せきなどの症状ではじまり、特有の赤い発疹が顔から全身へ広がる病気です。子どもがかかると肺炎や脳炎を合併したり、死亡したりする例もあります。

【風しん(三日ばしか)】

風しんウイルスによって感染し、熱、赤い発疹、首のリンパ節のはれの3症状がみられます。発疹も熱も通常3日間で治りますが、重症になると脳炎や血小板減少性紫斑病になることもあります。

8. 水痘(水ぼうそう)【水痘ワクチンで予防】

水痘・帯状疱疹ウイルスによって感染し、強いかゆみのある発疹が全身にできる病気です。発疹は水ぶくれ、かさぶたへと変化します。脳炎や肺炎、皮膚の細菌感染症などを合併することもあります。

9. 日本脳炎【日本脳炎ワクチンで予防】

感染したブタから蚊を介して感染し、急性脳炎を引き起こします。突然の高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどが起こり、一度かかると治療法がなく、死亡や重い後遺症を残す危険性があります。

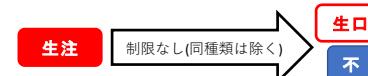
※R6年度より、五種混合ワクチン(四種混合とヒブワクチンが一体となったワクチン)での接種が開始されています。

予防接種カレンダー

参考：日本小児科学会「予防接種スケジュール」

予防接種の種類	標準的な年齢別接種回数	乳児期									幼児期					学童期								
		2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9-11か月	12-15か月	16-17か月	18-23か月	2歳	3歳	4歳	5-6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	
定期接種	不 インフルエンザ菌 b型(Hib)	初回：2か月以上0歳代で3回（27日以上あけて） 追加：1歳前後で1回（初回終了後7か月以上あけて）	1	2	3						4													
	不 小児肺炎球菌	初回：2か月以上0歳代で3回（27日以上あけて） 追加：1歳代1回（1歳以降で初回終了後60日以上あけて）	1	2	3					4														
	不 B型肝炎(HBV)	初回：0歳代2回（27日以上あけて） 追加：1回（初回1回目の接種から139日以上あけて）	1	2				3																
	生口 ロタウイルス 1価	1回目：生後6週以降～15週未満 2回目：生後24週未満	1	2																				
	不 四種混合(DPT-IPV)	初回：2か月以上0歳代で3回（20～56日あけて） 追加：1歳代1回（初回終了後12～18カ月あけて）	1	2	3						4													
	不 五種混合(DPT-IPV-Hib)	初回：2か月以上0歳代で3回（20～56日あけて） 追加：1歳前後で1回（初回終了後6～18カ月あけて）	1	2	3					4														
	不 二種混合(DT)	11～12歳1回																			1 11-12歳			
	生注 BCG	0歳代1回（生後5～8か月頃）						1																
	生注 麻しん風しん(MR)	1期：1歳代1回 2期：5歳以上7歳未満かつ小学校就学前1年間で1回								1								2						
	生注 水痘(水ぼうそう)	1歳代2回（6～12か月（最低3か月以上）あけて）								1		2												
	不 日本脳炎	1期初回：3歳代2回（6～28日あけて） 追加：4歳代1回（1期初回終了後、約1年（最低6か月）あけて） 2期：9歳代1回															1 2 3			4 9歳(2期)				
	不 ヒトパピローマウィルス(HPV)9価	中学1年生で2回（6カ月（最低5カ月）以上あけて） ※1回目の接種が15歳を超えた場合は3回																				13-14歳 1 2		
任意接種	生注 おたふくかぜ(1回分町助成)	【町助成】1歳代1回／（小学校就学前1年間に1回） 【実費】5～6歳1回※日本小児科学会推奨スケジュール								1 (町助成)							2 (実費)							
	不 インフルエンザ(毎年10～1月頃)	【町助成】1歳以上小学校6年生まで：毎年2回（1～4週間あけて） 【実費】生後6か月～1歳未満2回、13歳以上1回						1 2 (実費)									1 2 (町助成)				1 (実費)			

※他のワクチンを接種する場合の間隔



6 子育て相談

利用者支援事業（こども家庭センター型）



総合ケアセンターゆくり内に設置されています。（旧：子育て世代包括支援センター）

- 利用者支援事業（こども家庭センター型）は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関です。
- 厚真町では、保健師や保育士等の資格を持つコーディネーターが、妊娠期から子育て期まで、切れ目なくあらゆる相談に対応し、あなたの子育てとお子さんの成長を応援します。
- ご相談の内容によっては、関係機関のご紹介又は連携をします。
- ※相談はプライバシーに配慮した相談コーナーで行います。



例えばこんな時にご相談ください

- ・はじめての妊娠、自分の体のこと・赤ちゃんのことが心配。
- ・そろそろ仕事に復帰したいけど、子どもを預けたいときはどこに相談したらいい？
- ・子育てがしんどくて…。
子どもの泣き声にイライラしてしまう。
- ・離乳食を作ってみたけれど、食べてくれなくて…。
- ・子どものことばの発達が気になる。など

子育て支援センター（地域子育て相談機関）



○厚真子育て支援センター

〒059-1601 京町 152
(こども園つき併設)
☎ 0145-27-2438



○厚南子育て支援センター

〒059-1741 字上厚真 258-7
(宮の森こども園併設)
☎ 0145-28-3155



子育て支援センターは・・・

子どもを遊ばせたい・友だちがほしい・育児の悩みを誰かに聞いてほしい・妊娠中の不安など
子育て中の保護者の方のニーズに合わせて、子育ての支援をするところです。

*自由開放（月～金曜 午前9:00～12:00 午後1:00～3:00）

同じ年頃のお子さんを持ったお母さんの交流の場です。

妊婦さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎。赤ちゃん用の体重計もあります。

*子育て相談（月～金曜 午後3:00～5:00）※予約をお願いします。

妊娠中や子育て中の方、育児にかかわらずどんなことでもOKです。

例えば、個々のお子さんにあったトイレトレーニングや離乳食の進め方などを専任スタッフ
とお話しできます。

*ハローえいご

ALTの先生が隔月で各センターに来所し、遊びを通して英語に触れる時間を設けています。

*子育て講座

子育てに役立つ講座を行っています。

（親子遊び講座・応急手当・食事講座・抱っこ講座など）



7 教育・保育

認定こども園



こども園つみき (保育所型 認定こども園)	定員		所在地	電話番号
	1号認定	5名	京町152	0145-27-3945
	2号認定	65名		
	3号認定	30名		
<p>【理念】生きていく力を育む</p> <p>【教育・保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いごこち（暮らし）『その人らしさ』『食』『自然との関わり』を大切にする ・ひとごこち（思い）『おもいやり』『楽しい』を大切にする ・あそびごこち（挑戦）『一人ひとりのやりたい・やってみたい』『試行錯誤』を大切にする 				

宮の森こども園 (保育所型 認定こども園) ※令和6年4月1日 から「公私連携保育 所型認定こども園」 へ移行	定員		所在地	電話番号
	1号認定	5名	上厚真258-7	0145-28-2525
	2号認定	40名		
	3号認定	30名		
<p>【方針】 厚真の豊かな自然を活用した遊びを通して五感を育む 豊かな遊びを通して、生活する力・遊ぶ力・考える力・楽しむ 力を育む</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日が楽しい子ども ・のびのびと自分らしさを表現できる子ども ・みんなも自分も大好きな子ども 				

【対象児童】

おおむね生後6ヶ月～小学校入学前の児童

【教育・保育時間】

《こども園つみき》

1号認定	教育標準時間	
	8:45～13:00	
2・3号 認定	保育標準時間	保育短時間
	7:30～18:30	①8:30～16:30／②9:00～17:00

《宮の森こども園》

1号認定	教育標準時間	
	8:45~13:00	
2・3号 認定	保育標準時間	保育短時間
	7:30~18:30	7:45~17:00までの間の8時間

【教育・保育を提供する日等】

《こども園つみき・宮の森こども園》

開園日	月曜日～土曜日
利用日	1号認定：月～金曜日 2・3号認定：月～土曜日
開園時間	7:30～19:00 (18:30～19:00は延長保育)
休園日	日曜日、祝日、12月30日から1月4日
その他	・1号認定の方の土曜保育は「一時預かり保育」となります。 ・2号・3号認定の方は、土曜日については出席数の把握をさせていただきます。

【延長保育時間】

《こども園つみき》

1号認定	7:30～8:45	13:00～19:00
2・3号保育標準時間		18:30～19:00
2・3号保育短時間	①7:30～8:30 ②7:30～9:00	①16:30～19:00 ②17:00～19:00
利用料金	30分につき100円 (18:30以降は200円)	

《宮の森こども園》

1号認定	7:30～8:45	13:00～19:00
2・3号保育標準時間		18:30～19:00
2・3号保育短時間	7:30～19:00の間の認定時間以外の時間	
利用料金	30分につき100円 (18:30以降は200円)	

【実費負担金】

《こども園つみき・宮の森こども園》

給食費	1号認定	2,100円/月	給食の提供に係る経費のうち主食・副食分
	2号認定	2,600円/月	
教材費	1・2号 認定	おむね 1,000円程度/年	個人で使用する教材等の購入に要する経費

※給食費のうち、副食費分は所得やお子さんの人数によって免除となる場合があります。

【入園申し込みについて】

- ①住民課子育て支援グループ又は上厚真支所、各こども園にて『厚真町子どものための教育・保育給付支給認定申請書（兼認定こども園利用申込書）』に必要事項を記入し、提出してください。
- ②保育認定（2号・3号）を希望される場合は、①の書類のほかに、就労証明書又は保育を必要と

する理由書類が必要です。

*詳しくは子育て支援グループへお問い合わせください。

一時預かり保育



こども園に入園していない子どもが、保護者の通院やリフレッシュなどで保育が必要になった場合、一時的にこども園または子育て支援センターを利用することができます。事前に申し込みが必要です。

*申し込みは、利用を希望する前月の20日までです。

*基本的にこども園で実施します。こども園の受け入れが困難な場合にこども園併設の子育て支援センターでの実施となる場合があります。

*新規でご利用を希望の方は、事前に面談等がありますので出来るだけお早めにご相談ください。

*こども園及び子育て支援センターの行事その他の事情により、お受けできない場合があります。

【対象児童】 原則として町内在住でこども園に入園していない満1歳以上就学前の児童

【利用期間】

利用する理由	利用日数
保護者の断続的な就労など	1月あたり10日かつ週3日以内
保護者の傷病、入院など	1か月以内
保護者の社会参加やその他私的事由	週1日

【保育時間と料金】

料金区分	1歳～3歳未満児	3歳以上児
8:30～11:30(3時間)	500円	400円
11:30～16:30(1時間毎)	150円	120円
16:30～17:00	100円	
給食費	105円	

【一時預かり保育の利用申し込みについて】

①住民課子育て支援グループ、各子育て支援センター又は各こども園で『一時預かり保育利用申込書』に必要事項を記入し、お申し込みください。

②こども園の行事その他の事情により、希望どおりにお受けできない場合があります。詳しくはお申し込みの際にお問い合わせください。

発達支援センター



早期療育「たけのこ教室」

「たけのこ教室」はお子さん一人ひとりの育ちに合わせた個別プログラムを通して、お子さんの成長・発達を促す支援を行います。

詳しい内容やご相談は、保健師又は子育て支援グループまでお問い合わせください。



【目的と運営】

放課後児童クラブは、放課後や学校休業日等に家庭に代わる適切な遊びや体験、学習、体力づくり等の場を提供し、仲間と共に豊かな生活を創ることを通じて、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的として実施しています。

【対象児童】

厚真町内の小学校に就学している児童であって、保護者が就労等により扈間家庭にいない児童、またはそれに準じる児童で児童クラブの支援を希望する小学1年生から6年生までの児童です。

【開設場所と名称・所在地】

校区	所在地等	名称
厚真中央 小学校	厚真放課後子どもセンター 新町 92-1 TEL・FAX 27-2710	厚真放課後児童クラブⅠ（おひさまクラブ）
		厚真放課後児童クラブⅡ（あおぞらクラブ）
		厚真放課後児童クラブⅢ（ほしづらクラブ）
上厚真 小学校	厚南児童会館 上厚真 258-7 TEL・FAX 28-2801	上厚真放課後児童クラブⅠ（にじいろクラブ）
		上厚真放課後児童クラブⅡ（なないろクラブ）

【開設時間】

区分	通常開設時間	開設時間の延長について
小学校の授業日	下校時～18：30	利用保護者の申請に基づき、特に必要と認めた場合は開設時間を延長することができます（勤務表などの書類提出をお願いする場合があります）。
土曜日、学校休業日	8：30～18：30	

【利用できない日】

日曜日、国民の祝日、12月30日から翌年1月4日まで

【実費負担金】

児童1人につき月額600円

【保険】

児童クラブでは、ケガ等に備えて「スポーツ安全保険」に入ります（費用はかかりません）。※クラブの利用は保険適用後となりますので、申し込みから利用開始日まで数日お待ちいただく場合があります。

【申し込み方法】

生涯学習課社会教育グループ又は上厚真支所で『放課後児童クラブ・放課後子ども教室登録申請書』及び『個人票』を受け取り、必要事項を記入のうえ、提出してください。



【目的と運営】

子どもたちの放課後生活を豊かなものとするために「放課後子ども教室」を実施しています。

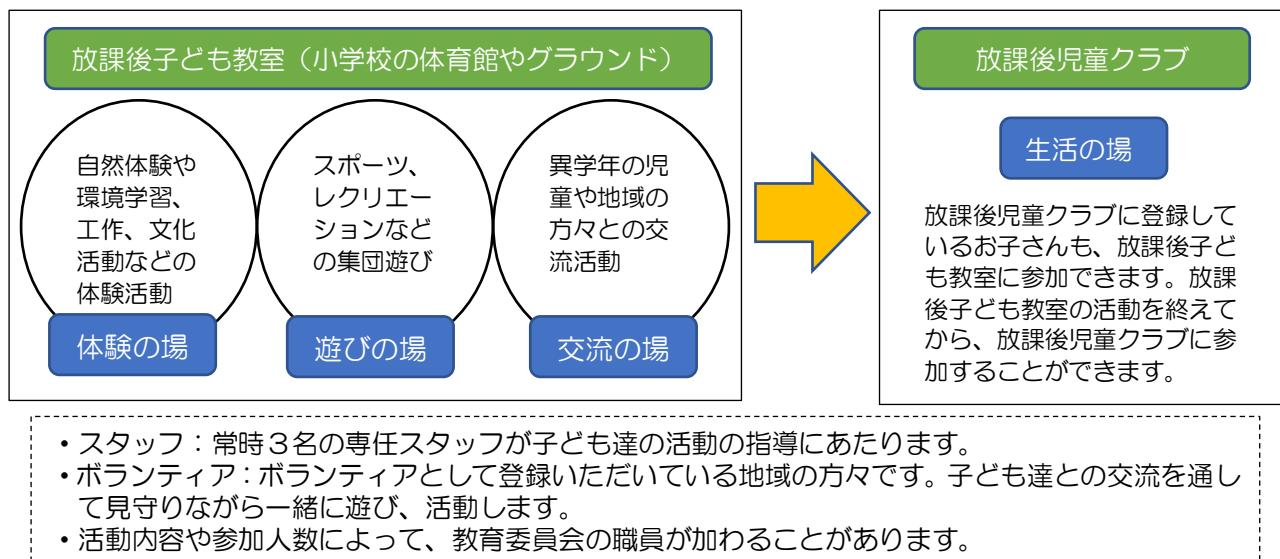
放課後等に小学校や町内公共施設等を活用し、地域の協力を得ながら、子どもたちの成長の糧となる体験活動の機会を充実させるとともに、安全で健やかな居場所づくりを推進します。

【対象児童】

町内小学校に在籍する小学生（1～6年生）

【活動内容】

放課後子ども教室の専任スタッフと、地域のボランティアの皆さんのが協力して、子どもたちの安全な居場所を確保しながら、様々な活動を提供します。



【参加費】 無料

【実施日・時間】

	厚真中央小学校	上厚真小学校	活動時間などについて
月曜日		1・2・3年生	<ul style="list-style-type: none"> 平日の放課後に実施します。（授業終了後～午後4時45分） 冬期は日没時間によって終了時間が早まります。 土日、祝祭日や長期休業日（春・夏・冬休み）は実施しませんが、特別教室を開設することがあります。 学校行事の関係や天候等により実施しない場合があります。 各回の詳しいスケジュールは、毎月発行する「プログラム」でお知らせします。
火曜日	予備日 (学校・学年・開催日を指定して実施することができます)		
水曜日		4・5・6年生	
木曜日	1・2・3年生		
金曜日	4・5・6年生		

【教室終了後の帰宅について】

子ども教室終了後は、原則、徒歩での帰宅となります。

- ・徒歩での帰宅が難しい場合は、保護者またはそれに代わる大人の方にお迎えをお願いします。

- ・帰宅方法は「放課後児童クラブ」、「自宅」、「お迎え」のいずれかになります。

原則、登録申請時に設定いただいた場所へ帰宅します。

- ・都合等で一時的に帰宅方法が変更になる場合は、「連絡カード」に記入のうえ、提出をお願いします。お迎え方法を変更したい場合は、変更手続きが必要ですので、教育委員会までご連絡ください。

- ・終了時刻以降になってもお迎えがない場合は、保護者へ電話連絡をしたうえで、スタッフがサポートして下校します。午後5時15分までに、厚真中央小は青少年センターまで、上厚真小は厚南会館（上厚真支所）までお迎えをお願いします。

【保険】

子ども教室登録者は「スポーツ安全保険」に加入します（費用はかかりません）。

※教室への参加は保険適用後となりますので、申込から参加まで数日お待ちいただく場合があります。

【申込方法】

生涯学習課社会教育グループ又は上厚真支所で『放課後児童クラブ・放課後子ども教室登録申請書』及び『個人票』を受け取り、必要事項を記入のうえ、提出してください。

※放課後児童クラブに登録しているお子さんも、登録手続きが必要です。



8 医療費の助成

●各種医療費の助成を受ける際の留意点です。

【病院にかかるとき】

医療保険の「保険証（被保険者証）、資格確認書またはマイナンバーカード」と町から交付された医療費受給者証を窓口に提出してください。

※道外の医療機関を受診した場合、受給者証は使用できません。

上記の場合、道内の医療機関において受給者証を使用しなかった場合は、通常の支払いをしていただき、領収書と診療報酬明細書、振込先口座がわかるものを持って、住民課町民生活グループの窓口で医療費の助成を申請してください。

乳幼児医療費の助成



【対象】

0歳から就学前の児童が医療機関に入院・通院した場合、また小学生が入院した場合に、自己負担分を除いて医療費を助成します。

【助成額】

0歳～就学前 初診時一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。

小学生 入院は、初診料を含めて1割の自己負担分が月額上限57,600円を超えた分の医療費（多数該当* 44,400円）

ただし、町民税非課税世帯か世帯全員の合計所得が240万円以下の世帯の小学生は初診料のみ自己負担となります。

※多数該当とは

過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合、4回目からさらに限度額が下がります。

乳幼児医療費助成の対象とならない自己負担額は、「子育て支援医療費還元事業」でポイントとして還元いたします。

※ポイント還元についてはP.1をご覧ください。



【医療費受給者証の申請】

受給者証交付の手続きには、健康保険証をご持参のうえ、住民課町民生活グループにて申請をしてください。

→ 通称『乳カード』と呼ばれています。医療証の表紙上に乳と書かれてあるものです。

未熟児養育医療給付制度



【対象】

- 出生体重が2000グラム以下の場合
- 生活力が特に薄弱であって医師が入院を必要と認めた場合

【費用負担】

入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額が公費負担の対象となります。

【申請手続き】

- ①医師の意見書
 - ②お子さんの保険証または父母の保険証
- をご持参のうえ、住民課町民生活グループにて申請をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度



【対象】

親(父又は母)と子(親に扶養されている20歳までの者)の入院・通院の医療費を助成します。

【助成額】

町民税非課税世帯か、世帯全体の所得合計が240万円以下の世帯の場合は、初診時の一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。上記以外の世帯は、初診料を含めて1割を自己負担とし、残額を助成します。

※自己負担の上限額は、入院：57,600円（多数該当* 44,400円）
通院：18,000円（年間上限 144,000円）

※子が就学前の場合は、乳幼児と同様の扱いとなります。

※多数該当とは

過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合、4回目からさらに限度額が下がります。

【医療費受給者証の申請】

受給者証交付の手続きには、健康保険証、資格確認書またはマイナンバーカードをご持参のうえ、住民課町民生活グループにて申請をしてください。

重度心身障がい者医療費助成制度



【対象】

身体障害者手帳 1～3 級を交付されている方（3 級は内部障がいのみ）、重度の知的障がいのある方（おむね IQ50 以下）の医療費と、精神保健福祉手帳 1 級の認定を受けている方の通院費を助成します。

【助成額】

町民税非課税世帯か、世帯全体の所得合計が 240 万円以下の世帯の場合は、初診時一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。上記以外の世帯は、初診料を含めて 1 割を自己負担とし、残額を助成します。

※自己負担の上限額は、入院：57,600 円（多数該当* 44,400 円）

通院：18,000 円（年間上限 144,000 円）

※受給者が就学前の場合は、乳幼児と同様の扱いとなります。

【医療費受給者証の申請】

受給者証交付の手続きには、健康保険証・障害者手帳を持って住民課町民生活グループにて申請をしてください。



手帳の交付について



○身体障害者手帳

身体に障がいがある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

○療育手帳

知的に障がいがある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

○精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

※手帳の交付についてのご相談は、住民課福祉グループまでご連絡ください。

※多数該当とは

当月を含む 12 か月以内に支払った医療費が、一部負担限度額 57,600 円となる月が 3 回以上あった場合、4 回目から適用される一部負担限度額です。



各種手当・制度

児童手当



児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を同じくする父母等のうち、原則として、所得の高い方に支給します。児童手当では8月分から翌年7月分までが「1年度」です。

【支給について】

- ・児童手当は年に6回、偶数月に前月分までの手当が支給されます。
- ・原則として請求した月の翌月分から支給します。（支給事由の消滅した日の属する月まで）
ただし、出生日や前住所の転出予定日（以下「異動日」と言います。）が月末に近い場合、手続きが翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、請求した月分から支給します。（15日目が閏序日の場合、翌閏序日までが申請期限となります。）

【手当額（1人あたりの月額）】

区分	月額
0～3歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子、第2子：15,000円 ・第3子以降：30,000円
3歳～高校生年代	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子、第2子：10,000円 ・第3子以降：30,000円

※児童手当支給対象児童の考え方について

親等の経済的負担がある大学生年代（22歳に達した日以降の3月31日を迎えるまでの児童（児童福祉施設等に入所中の児童を除く）のお子さんうち、年長児から第1子、第2子…と数えます。

大学生年代のお子さんを対象者に含めるためには、申請が必要になります。

【支給要件】

次の要件に該当する必要があります。

1. 受給者が厚真町で住民登録をしていること。
2. 高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している次のア、イのいずれかにあてはまること。
 ア：養育者が父母の場合は、監護（監督・保護）し、生計が同じであること。
 イ：養育者が父母でない場合は、監護（監督・保護）し、生計を維持していること。
3. 支給対象となる児童が日本国内に住所を有すること。ただし、児童が留学中の場合を除く。

<その他の支給について>

- A. 児童養護施設に入所、または里親に委託されている児童（2カ月以内の一時保護など短期入所・通所を除く）にかかる手当は、施設の設置者・里親等に支給します。

- B. 離婚又は離婚協議中で父母が別居している場合は、児童と同居する親に支給します。（離婚又は離婚協議中である旨の証明が必要です。）
- C. 父母が支給要件を満たさない場合（父母がともに国外居住の場合など）、未成年後見人や父母の指定する者が手当の受給を受けることができます。
- D. 児童が少年院、少年鑑別所に収容されている場合、一定の要件に該当する父母であれば支給を受けることが出来る場合がありますので子育て支援グループまでお問い合わせください。

【児童手当受給に関する手続きについて】

- 出生や転出入の際は、15日以内に手続きが必要です。必要書類をご持参ください。

公務員以外の方 ⇒住民課子育て支援グループにて手続きをしてください。

公務員の方 ⇒勤務先で手続きをしてください。

- 新規認定請求時に必要な書類

- ①健康保険証の写し等（請求者が被用者＜本人が社会保険に加入している方＞の場合）
- ②養育する児童と別居している場合等 ⇒別居監護申立書、及び別居児童のマイナンバー
※必要に応じてその他書類の提出をお願いする場合があります。

児童手当の手続きが必要になるとき		届出の種類
1	新たに受給資格が生じたとき（転入、第1子の出生）	認定請求書
2	毎年6月、対象の受給者の方に提出していただきます。	現況届
3	転出するとき（他の市町村に住所が変わるとき）	受給事由消滅届
4	支給対象となる児童の数が増えたとき（第2子以降の出生など）	額改定請求書
5	支給対象となっている児童を養育しなくなったとき (例：離婚又は離婚協議中に児童と別居したとき、受給者が逮捕されたとき) *新たに児童を養育・監護する方が認定請求や額改定請求を行う必要があります。	受給事由消滅届 又は額改定届
6	児童と別居する等、児童の養育状況が変わったとき (例：単身赴任などにより児童と別居したとき、児童と養子縁組・離縁したとき)	別居監護申立書 など
7	振込口座を変更するときや銀行の統合などで口座番号を変更するとき *受給者本人名義の口座が必要です。	金融機関変更届
8	海外の留学期間が3年を超えたとき、日本に戻ったとき (海外留学の場合は、児童が住所を海外に移してから3年以内に限り、対象となります。)	受給事由消滅届 又は住所変更届
9	受給者の方が公務員になったとき、公務員でなくなったとき	受給事由消滅届 又は認定請求書
10	大学生年代のお子さんを監護しているとき (3人以上のきょうだいがいる場合のみ)	監護相当・生計費 負担についての 確認書



【目的】

父又は母と生計を同じくしていない児童を育成される家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

【対象期間】

児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（又は20歳未満の障害のある児童）

【対象となる申請者】

次のいずれかに該当する児童を監護し、生計を同じくしている父又は母、父母にかわって児童を養育している養育者。

- ・父母が婚姻（事実上の婚姻関係を含む）を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が重度障がい（国民年金の障害等級1級相当）にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

【支給対象とならない場合】

- ・日本国内に住所がない
- ・児童が里親に委託されている
- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）等に入所している

【支給月額】（令和7年4月分～） ※物価指数の変動により増減します。

	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降加算額	11,030円	11,020円～ 5,520円

【支給月】

支給月	支給対象月	支給月	支給対象月
5月	3月～4月分	11月	9月～10月分
7月	5月～6月分	1月	11月～12月分
9月	7月～8月分	3月	1月～2月分

【所得制限】

扶養親族等 の数	本 人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給			
	収入額(万円)	所得額(万円)	収入額(万円)	所得額(万円)	収入額(万円)	所得額(万円)
0人	142	69	3,34.3	2,08	3,72.5	2,36
1人	190	1,07	3,85	2,46	4,20	2,74
2人	2,44.3	1,45	4,32.5	2,84	4,67.5	3,12
3人	2,98.6	1,83	4,80	3,22	5,15	3,50
4人	3,52.9	2,21	5,27.5	3,60	5,62.5	3,88
5人	4,01.3	2,59	5,75	3,98	6,10	4,26

【手続きについて】

- ・住民課子育て支援グループまでご相談ください。

特別児童扶養手当



【目的】

精神又は身体に障がいを有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

【支給要件】

20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

【支給月額】（令和7年4月より適用）※物価指数の変動により増減します。

1級 56,800円

2級 37,830円

【支給時期】

特別児童扶養手当は、原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【所得制限】

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

扶養親族 等の数	受給者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)
0人	6,420	4,59.6	8,31.9	6,28.7
1人	6,86.2	4,97.6	8,59.6	6,53.6
2人	7,28.4	5,35.6	8,83.2	6,74.9

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)
3人	7,70.7	5,73.6	9,06.9	6,96.2
4人	8,12.9	6,11.6	9,30.6	7,17.5
5人	8,55.1	6,49.6	9,54.2	7,38.8

【手続きについて】

- ・住民課子育て支援グループまでご相談ください。

障がい児福祉手当



【目的】

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。

【支給要件】

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要としている在宅の20歳未満の方に支給されます。※ただし、障がいの状態によっては受給できない場合もあります。

【支給月額】（令和7年4月より適用）※物価指数の変動により増減します。

16,100円

原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【所得制限】（令和3年8月以降適用）

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、受給者が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合は、手当は支給されません。

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額の目安	所得額	収入額の目安	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

【手続きについて】

- ・住民課子育て支援グループまでご相談ください。



【目的】

北海道胆振東部地震後に誕生した「新しい生命」のスタートを地域が支え、限りある生命の営みを未来につなげていくことを目的に、対象となる新生児に「君の椅子」と、町内在住木工作家が製作した記念品を贈呈します。

【対象】(2025年モデル贈呈分)

- ①令和7年1月1日～令和7年12月31日までに出生した乳幼児
- ②令和7年1月1日以降に出生し、同日以降、令和7年12月31日までに厚真町に転入した乳幼児



【贈呈について】

お子さんの名前入りの椅子のため、届くまで数か月かかります。椅子が届きましたら個別に贈呈のご案内をします。

子育て短期支援事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）



【目的】

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、適切に事業の遂行を行うことができる施設に一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業であり、主に夜間や宿泊を伴う預かりを実施するものです。

【利用できる保護者】

<短期入所生活援助事業（ショートステイ）>

町内に住む0～18歳未満のお子さんのいる保護者で、次のいずれかに該当し、他に養育する人がいない方

- ① 児童の保護者の疾病、ケガ等の場合
- ② 育児疲れ、育児不安、他の家族の看病疲れなどの身体的または精神的事由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- ⑤ その他町長が特に必要があると認める場合
- ⑥ 緊急一時保護(本町に住所を有することを原則として、次に該当する場合に利用できるものとする。)
 - (1) 配偶者等からの暴力により、緊急的に程を必要とするとき
 - (2) その他町長が特に必要があると認める場合

<夜間養護等事業（トワイライトステイ）>

町内に住む2～18歳未満のお子さんのいる保護者で、次のいずれかに該当し、他に養育する人がいない方

- ① 通常業務が夜間及び休日に及ぶとき

- ② 恒常に夜間又は休日に残業があるとき
- ③ 恒常に夜間又は休日に通院の必要があるとき
- ④ その他町長が特に必要があると認める時

【利用期間】

1人当たり利用時間は全日24時間とし、期間については特に定めないが、利用者の必要に応じて利用者と町が協議して決定する

【預かり先】

町が委託する施設（町内1施設、町外2施設 ※児童の年齢や状態に応じて受入先が変わります）

【利用料金】

保護者の所得や児童の年齢に応じて以下のとおり一定の負担があります。

- ① 生活保護世帯（母子、父子家庭等で非課税世帯を含む）
- ② 市町村民税非課税世帯（母子、父子家庭等で課税世帯を含む）
- ③ その他の世帯

短期入所生活援助（ショートステイ）

負担区分			
	①	②	③
2歳児未満・慢性疾患児	0円	1, 000円	4, 600円から 5, 350円
2歳以上児		1, 000円	2, 600円
緊急一時保護		0円	0円

夜間養護等（トワイライトステイ）

負担区分			
	①	②	③
基本分 平日17時～22時	0円	400円	1, 250円
宿泊分 平日22時～翌日8時		400円	1, 250円
休日預かり 日曜・祝日8時～17時		460円	2, 310円



町内公園一覧



	名称	場所	面積 (ha)	施設	水飲み台	駐車場	トイレ 通年のみ◎
1	本郷公園	本郷 283-1	0.14	遊具・築山	○	×	○ (水洗)
2	かしわ公園	本郷 234-6	16.7	スポーツセンター・野球場・スタードーム・パークゴルフ場・園路	○	○	○ (水洗)
3	表町公園	表町 45	0.96	広場・遊具・あずまや	○	○	◎ (水洗・多目的トイレ)
4	つたえり公園	京町 37	0.46	石碑・園路	×	ゆくり駐車場利用	×
5	京町公園	京町 151	1.07	遊具・築山	○	×	○
6	新町町民広場	新町 95-2 他	2.5	広場	×	○	○
7	新町公園	新町 127-4	5.51	池・バーベキューコーナー・遊具・スケートリンク	○	○	○ (水洗・多目的トイレ)
8	ルーラル森の池公園	豊沢 1415	0.37	池	○	×	○ (簡易トイレ)
9	ルーラルつどいの森公園	豊沢 1209	0.51	広場・遊具・健康遊具	×	×	○ (簡易トイレ)
10	フォーラムふれあいの森公園	豊沢 240-36	2.08	遊具	×	×	×
11	上厚真中央公園	上厚真 72-5 他	4.7	野球場・園路・広場・ふれあい池・築山・遊具・パークゴルフ場	○	○	◎ (水洗・多目的トイレ)
12	上厚真きらり公園	上厚真 602	0.18	築山・遊具	○	×	×
13	上厚真かえで公園	上厚真 10-9 他	0.3	広場・遊具	○	○	○ (水洗・多目的トイレ)
14	浜厚真海浜公園	浜厚真 77 の一部	1.7	駐車場	×	○	○ (水洗・多目的トイレ)
15	浜厚真野原公園	浜厚真 300-4 他	7.7	あずまや・売店・サッカーフィールド	○	○	◎ (水洗・多目的トイレ)
16	百年記念公園	豊沢 536-2 他	24.2	緑地・散策路	×	×	○ (簡易トイレ)

お問い合わせ

建設課都市施設グループ
0145-27-2325



急病等で困ったときの連絡先

【夜間・休日急病センター】

夜間・休日の急な発熱、腹痛などの際に受診することができます。

緊急度指数 ★★

夜間・休日急病センターの診療

- ・診療科目 内科、小児科
- ・診療時間 平 日 午後 7 時 00 分から翌朝 7 時 00 分
土 曜 午後 2 時 00 分から翌朝 7 時 00 分
日 曜 午前 9 時 00 分から翌朝 7 時 00 分
- ・所在 地 苫小牧市旭町 2 丁目 9 番 2 号
- ・電話 0144-32-0099

【緊急時、受診先がわからないとき】 **緊急度指数** ★★

「北海道救急医療・広域災害情報システム」

<http://qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp>

どの医療機関を受診したらよいのか調べることができます。

※医療相談はおこなっていませんのでご注意ください。

急病医療情報センター ・フリーダイヤル 0120-20-8699
・携帯電話・PHS 011-221-8699



【夜間子どもが急病にかかったとき】 **緊急度指数** ★

● 「北海道小児救急相談（#8000）」午後 7 時 00 分から翌朝 8 時 00 分（毎日）

軽い症状で子どもを病院に連れていくか迷ったとき、自分の対処法が正しいかどうか不安など、身近に相談できる方がいないときにお電話ください。ベテランの看護師が、電話でご相談に応じます。※電話相談は、家庭での一般的な対処に関するアドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのでご了承ください。

- ・家庭のプッシュ回線・携帯電話から 局番なしの#8000
- ・ダイヤル回線・PHS・携帯電話から 011-232-1599

● 【社団法人 日本小児科学会】

「オンライン QQ「子どもの救急～お母さんのための救急＆予防サイト」<http://kodomo-qq.jp/>

対象年齢が生後 1 か月から 6 歳までの子どもを救うための救急サイトです。夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうかの判断の目安としてご利用ください。

【厚真町などの病院案内】

内

小

★あつまクリニック

厚真町京町 15

0145-27-2422

歯

★桂歯科クリニック

厚真町表町 126-7

0145-26-7888

歯

★厚真歯科

厚真町本町 54-1

0145-27-2912

小

耳

整

皮

★苫小牧市立病院

苫小牧市清水町 1 丁目 5-20

0144-33-3131

妊娠されている方へ

消防署からの
お知らせ



ママ・サポート119 — 救急車の利用について —



胆振東部消防組合管内（安平町・厚真町・むかわ町）においては出産施設がありませんので、消防署では、皆様の不安を少しでも解消するためのお役にたてればと思い、ママ・サポート119（妊婦事前登録者情報届出）により、出産予定医療機関へ次の症状の方々を緊急性があると判断したときは、救急車を出動させ搬送いたします。

妊婦さんで下記のような場合は「ママ・サポート119」をご活用ください。

- 腹部に強い痛みや強い張りがある、出血等が見られるなど、緊急な治療が必要と判断されたとき
- 自己又は関係者であるあなたを病院へ搬送できず、救急車でなければ搬送することができないとき

ママ・サポート119緊急要請フローチャート



119番通報

①かかりつけ産科医療機関へ電話し、「お腹に強い痛みがあります」、「出血があります」など症状を伝え、医師・助産師または看護師の指示を確認する。

②ママ・サポート119に登録している〇番の胆振花子ですが、救急車お願いします。

③わかりました。事前登録されている〇番の胆振花子さんですね。住所は〇〇で、かかりつけは〇〇クリニックですね。

消防署
厚真支署

④大丈夫ですか？かかりつけ医療機関に連絡（現在の状態等）を取りながら病院に向かいますから頑張ってください。

病院搬送

⑤安心して、元気な赤ちゃんを産みましょう。

かかりつけ
医療機関

病院到着



【妊婦事前情報登録について】

母子手帳交付時に『妊婦事前登録情報届出書』をお渡しします。

- ★登録については希望される方とし、登録いただいた個人情報については厳重な管理を行い、管外への転出及び出産後は削除いたします。
- ★必ず産科医療機関に「ママ・サポート119に登録しています」と登録していることを伝えてください。
- ★搬送医療機関は出産予定医療機関又は地域周産期母子医療センターです。
- ★携帯電話からの119番は、胆振東部消防組合管内（安平町・厚真町・むかわ町）は厚真消防にて着信しますが、電波を発信した場所によっては近隣の消防機関で着信する場合があります。その場合は、住所を伝えて頂くと転送することになっています。

お問い合わせ

- 住民課健康推進グループ（総合ケアセンターゆくり内）
TEL : 0145-26-7871
- 消防署厚真支署 警防係（救急担当）
TEL : 0145-26-7119

DV対策

身体的DV

平手で打つ、殴る、蹴る、突き飛ばす、首を絞める、髪を引っ張る、物を投げつける、刃物を突き付けるなど

精神的DV

怒鳴る、侮辱する、バカにする、無視する、脅す、交友関係を制限する、外出させない、大切なものを壊す、ペットを虐待するなど

性的DV

望まない性行為を強要する、見たくないポルノビデオを見せる、避妊に協力しない、中絶を強要するなど

経済的DV

生活費を渡さない、お金を取る、借金をさせる、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる、お金の使い方を細かくチェックするなど

— 相談窓口 —

総合ケアセンターゆくり内
住民課
子育て支援グループ
0145-26-7872

総合ケアセンターゆくり内
住民課 福祉グループ
0145-26-7872

総合ケアセンターゆくり内
住民課 健康推進グループ
0145-26-7871

厚真子育て支援センター
0145-27-2438

厚南子育て支援センター
0145-28-3155

緊急の場合は
110番へ

DV被害男性も
相談できます

道立女性相談援助センター

011-666-9955
平日 9:00~17:00
17:30~20:00
土日祝 9:00~17:00

北海道いのちの電話

011-231-4343
(24時間)

●自殺予防 いのちの電話

“ひとりじゃないよ 話をきかせて”

『自殺予防 いのちの電話』は、悩み苦しんでいる人の

“こころ”が和らぎ、希望と勇気をもって再び生かれることを願い、開設されました。

日本いのちの電話連盟 <http://www.inochinodenwa.org>

毎月 10 日は 24 時間無料（フリーダイヤル）で対応 **0120-783-556**

(なやみ)(こころ)

児童虐待

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど

児童虐待とは (厚生労働省の定義)

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) きょうだいに虐待を行う など

子育てに悩んだとき、不安になったとき、困ったときなど、ひとりで抱え込まずに相談してください。話をするだけでも気持ちが楽になることがあります。

— 相談窓口 —

総合ケアセンターゆくり内
住民課
子育て支援グループ
0145-26-7872

厚真子育て支援センター
0145-27-2438

厚南子育て支援センター
0145-28-3155

総合ケアセンターゆくり内
住民課 福祉グループ
0145-26-7872

総合ケアセンターゆくり内
住民課 健康推進グループ
0145-26-7871

いぶりひだか児童家庭支援センター しづく
苫小牧市光洋町1丁目16-18
0144-84-3780

児童相談所全国共通ダイヤル
189
(いち・はや・く)

「通告」はすべての国民の義務です

○匿名の通告でも受けられます

○間違いでも通告者に責任や罰則はありません

○通告者の情報を知らせることは絶対にありません



「通告」も上記の
相談窓口まで



ATSUMA LOVERS



お問い合わせ

住民課 子育て支援グループ

(利用者支援事業（こども家庭センター型）)

TEL 0145-26-7872

●厚真町役場

TEL 0145-27-2321

●建設課 都市施設グループ

TEL 0145-27-2325

<総合ケアセンターゆくり内>

●住民課 福祉グループ

TEL 0145-26-7872

●住民課 子育て支援グループ

TEL 0145-26-7872

●住民課 健康推進グループ

TEL 0145-26-7871

●住民課 町民生活グループ

TEL 0145-26-7871

<青少年センター内>

●教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ

TEL 0145-27-2494

●教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ

TEL 0145-27-2495